

1. 特例貸付について

- ①緊急小口資金、総合支援資金
- ②償還免除

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く在宅非課税世帯の償還を免除することができるようになっています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

※世帯は世帯の要件を緩和します。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- 対象者
 - 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
 - ※ 従来の雇用関係等に限定した取組を拡大。
 - ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になっても、対象となります。
- 償還期間
 - 1年以内
 - ※ 従来の2月以内とする取組を拡大。
- 償還期限
 - 2年以内
 - ※ 従来の12月以内とする取組を拡大。
- 貸付上限額
 - 20万円以内
 - ※ 従来の10万円以内とする取組を拡大し、下記に該当する場合は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ① 世帯内に新型コロナウイルス感染症の患者がいないこと
 - ② 申請時に要介護者がいないこと
 - ③ 申請時に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した学校等に該当する子供の返学を行うことが必要となる世帯でないこと
 - ④ 申請時に臨時休業など新型コロナウイルスに感染した世帯の減少が予想され、返学への対応を行うことが必要となった世帯がないこと
 - ⑤ 申請期間内に、収入の減少が続いていること等ため、収入減少により生活に支障をきたすおそれがある世帯
 - ※上記以外で申請日より前日の時点で返済義務の貸付が必要な場合
- 貸付利率・保証人
 - 無利率・不要
- 申込先
 - 市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- 対象者
 - 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯
 - ※ 従来の雇用関係等に限定した取組を拡大。
 - ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になっても、対象となります。
- 償還期間
 - 1年以内
 - ※ 従来の6月以内とする取組を拡大。
- 償還期限
 - 10年以内
- 貸付利率・保証人
 - 無利率・不要
 - ※ 従来の、保証人ありの場合は無利率、なしの場合は年率1.5%とする取組を継続。
- 貸付上限額
 - ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内
- 申込先
 - 市区町村社会福祉協議会

生活福祉資金（本則）について

●「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その**在宅福祉および社会参加の促進を図る**ことを目的とした貸付制度です。

●本貸付制度は、**都道府県社会福祉協議会を実施主体**として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

●本貸付制度では、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の**民生委員**が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

●平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度の施行に伴って、本貸付制度においても、より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るために、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うこととして、その見直しが行われました。**総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、就職が内定している者等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用を貸付の要件とすることになりました。**

(別表1) 生活福祉資金一覧

資金の種類	貸付条件				
	貸付限度額	返済期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
総合支援資金(Ⅰ)	生活支援費 ・生活再建までの間に必要な生活費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ・貸付期間:原則3月、最長12月以内(延長2回)	最終貸付日から6月以内		
住宅入居費	・敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内			連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5%
一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ因果生活費で賄うことが困難である費用 ・脱税・脱税を前提とした住居費等に要する建設費 ・滞り続けている公営住宅等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費等	60万円以内			連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5%
福祉費	・生活を営むために必要な経費 ・復旧・復元に必要な経費及びその期間中の生活費を維持するために必要な経費 ・住宅の修繕、補修等及び住居の確保に必要となる経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車等の購入に必要な経費 ・中核的障害者等二倍の国民年金保険料の返還に必要な経費 ・災害又は事故等の被害に必要となる経費及びその賠償期間中の生活費を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその期間中の生活費を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・災害復旧に必要な経費 ・住居の修繕等、賠償金受領等の取組に必要な経費 ・原則、貸付期間等の支度に必要となる経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	500万円以内 ※資金の用途に応じて上限額を規定	貸付の日の翌日から6月以内 (分割による交付の場合には最終貸付日から6月以内)	返済期間経過後20年以内	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5%
緊急小口資金(Ⅱ)	・緊急かつ一時的に生活費の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付の日から2月以内	返済期間経過後12月以内	無利率 不要
教育支援資金	・世帯所得等に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高等)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後 8月以内	返済期間経過後20年以内	無利率 原則不要 世帯内で連帯保証人が必要
就学支援費	・世帯所得等に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に必要となる経費	50万円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ・世帯所得の高額者等に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借入の元金返済済みの期間又は貸付利率が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後 3月以内	返済期間終了時	年3%、又は長期7.56%のいずれか低い利率 必要 非特定保証人の中から選任
要保護高齢者向け不動産担保型生活資金	要保護高齢者向け生活資金 ・要保護の高額者等に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借入の元金返済済みの期間又は貸付利率が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後 3月以内	返済期間終了時	年3%、又は長期7.56%のいずれか低い利率 不要

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※ 貸付にあたっては、各都道府県協によって定められている審査基準により審査・決定されます。

総合支援資金貸付 (貸付費目・貸付額等)

貸付費目	主な用途	貸付額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯 :月15万円以内 ※貸付期間:最長12ヵ月
住宅入居費	敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの	60万円以内

注: 雇用保険の基本手当、年金、職業訓練費等の公的手当受給者は貸付対象外。ただし、特例貸付の場合はOK



1. 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少し生活に困窮する方へ

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について、
申請期間が令和3年11月30日まで延長となりました。

申請やお問合わせ先は、お住まいの市区町村社会福祉協議会です。

- 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の一部改正について（事務連絡 令和3年8月17日）
- 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集（vol.19）

緊急小口資金について



緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。

◎対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

◎貸付上限額

20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とします

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- ・世帯員に要介護者がいるとき。
- ・世帯員が4人以上いるとき。
- ・世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ・世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要なとき。

◎据え置き期間

1年以内

ただし、令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長します。

◎償還期限

2年以内

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

◎無利子・保証人不要



総合支援資金について

生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しします。

◎対象者

新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

◎貸付上限額

- ・（二人以上世帯）月20万円以内
 - ・（単身世帯）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

◎据え置き期間

1年以内

ただし、令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長します。

◎償還期限

10年以内

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

◎無利子・不要

7



再貸付について

●総合支援資金特例貸付の再貸付について

令和3年2月19日（金）より、緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付の利用が終了した世帯を対象に総合支援資金再貸付の申請を受け付けています。

○ 制度概要

対象世帯（次の要件をいずれも満たす世帯）

ア **令和3年11月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯**

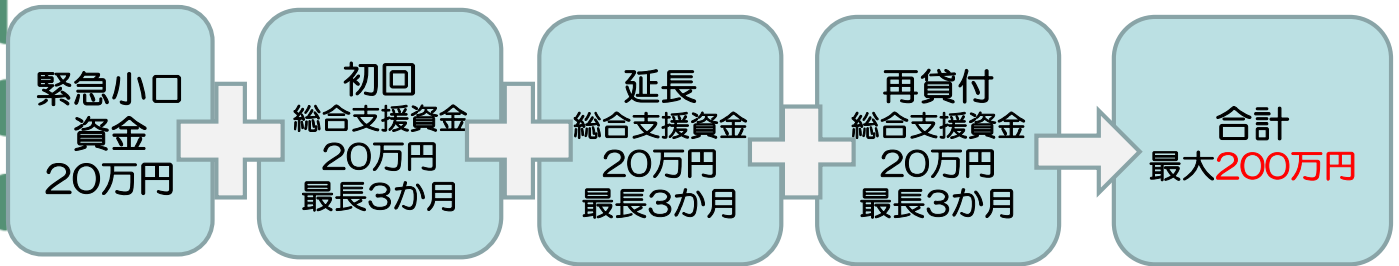
イ 再貸付の申請時まで自立相談支援機関による支援を受けること

※ 総合支援資金特例貸付の初回貸付（延長も含む）の最終月が12月以降の方は、再貸付はご利用いただけません。

○申請受付期限：令和3年11月30日（火）（窓口の市区町村社協必着）

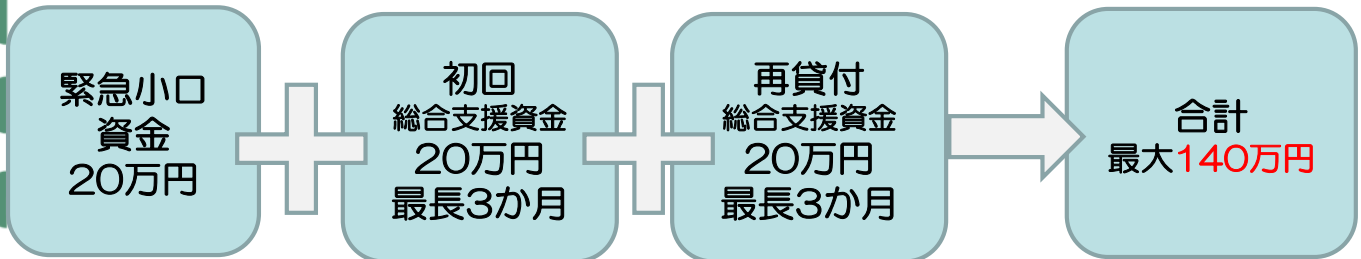
特例貸付（複数世帯の場合）

*令和3年3月末までの借り入れ



特例貸付（複数世帯の場合）

*令和3年4月1日以降



9

今回の特例措置では、二つの資金とも、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

具体的な取扱いについて、次のとおり資金種類ごとに一括して償還免除を行います。

【緊急小口資金】

・令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税※である場合。

【総合支援資金】

・初回貸付分：令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税※である場合。

・延長貸付分：令和5年度が住民税非課税※である場合。

・再貸付分：令和6年度が住民税非課税※である場合。

※住民税非課税を確認する対象は借受人及び世帯主。



判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合 支援 資金	初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長)		45万円 60万円 ※

一括免除

一括免除

一括免除

判定対象となる
課税要件

償還前年度又は
償還初年度が
非課税

償還2年度目が
非課税

償還3年度目が
非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。¹



特例貸付 (複数世帯の場合)
* 令和3年3月末までの借り入れ

